

釜石市監査委員告示第6号

平成30年8月24日付け釜石市監査委員告示第4号をもって公表した平成30年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月1日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 水野 昭 利

平成 30 年度定期監査（上期分）

（市長からの措置状況報告書）

整理 番号	所管課（機関）名	監査結果 （指摘事項等の内容）	監査結果に基づき 講じた措置
1	広聴広報課	<p>ICT 地域のきずな再生・強化事業伝送路設備貸付収入（貸付期間 10 年）において、平成 28 年度分の請求の遅れから、平成 29 年度に収入されていたため、各年度に請求すべき収入金について確実に請求し収入を図るべきこと、また、復興関連事業に伴って生じた支障移転工事等の契約事務においても遅滞が見られたことから、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>① 年度初めに、契約すべき事案、請求すべき事案を整理のうえ、課係で事務内容を共有し、速やかな事務手続きを行うこととした。</p> <p>② 支障移転関連事務についても、係内で情報共有化し、係内で事務手続き等をチェック、支障物件一覧表において管理しながら進めることとした。</p>
2	生涯学習文化 スポーツ課	<p>釜石市民ホール開館記念演奏会開催業務委託において、総事業費からチケット販売収入を差し引いた金額で委託料を算出し契約していたが、これは総計予算主義（収入及び支出全ての歳入歳出予算への計上）に反すること、また、チケット代の収納事務を私人に委託する場合は法令等に基づいた所要の手続も必要であったため、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>今後は、各法令を確認、遵守しながら委託料の事務および予算執行に当たるものとし、指摘のあった事業と同形態の催事を行う際は、市予算に収支計上することとする。併せて、市民ホールで事業実施の際は、指定管理者及び事業者と必要な手続きを経ることとする。</p>